

北上市廃棄物処理等手数料条例の一部を改正する条例

北上市廃棄物処理等手数料条例（平成3年北上市条例第109号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（家庭ごみ手数料等）</p> <p>第2条 市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) し尿処理手数料 し尿の汲取量に応じて、10リットルにつき<u>80円</u>を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）</p>	<p>（家庭ごみ手数料等）</p> <p>第2条 市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) し尿処理手数料 し尿の汲取量に応じて、10リットルにつき<u>100円</u>を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）。ただし、仮設トイレ（工事現場、イベント会場等に設置される仮設のトイレをいう。）の汲取りにおいて、汲取量が1件当たり300リットル未満の場合は、3,300円とする。</p>
2	<p>（家庭ごみ手数料等）</p> <p>第2条 市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) し尿処理手数料 し尿の汲取量に応じて、10リットルにつき<u>100円</u>を乗じて得た額に100分の110を乗じて得</p>	<p>（家庭ごみ手数料等）</p> <p>第2条 市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) し尿処理手数料 し尿の汲取量に応じて、10リットルにつき<u>120円</u>を乗じて得た額に100分の110を乗じて得</p>

た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）。ただし、仮設トイレ（工事現場、イベント会場等に設置される仮設のトイレをいう。）の汲取りにおいて、汲取量が1件当たり300リットル未満の場合は、3,300円とする。

た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）。ただし、仮設トイレ（工事現場、イベント会場等に設置される仮設のトイレをいう。）の汲取りにおいて、汲取量が1件当たり300リットル未満の場合は、3,960円とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、令和9年4月1日から施行する。

令和7年12月4日提出

北上市長 八重樫 浩文

提案理由

し尿処理手数料を段階的に引き上げるほか、仮設トイレを対象としたし尿処理手数料を新設しようとするものである。